

平成23年度第3回協働支援会議

平成23年5月9日（木）午後2時00分

区役所本庁舎 6階 第3委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、竹内委員、野口委員、的場委員、伊藤委員、
村山委員

事務局：地域調整課長、早乙女協働推進主査、西堀主査、高橋主事

久塚座長 定足数を満たしておりますので、会議を始めたいと思います。

では、分厚い資料になっているかもしれませんが、資料の確認をよろしくお願
い
します。

事務局 では、まず資料の確認をさせていただきます。

資料1は、NPO活動資金助成一次審査採点集計表、A4の横のものになっております。

続きまして、資料2、23年度NPO活動資金助成一次審査一覧、こちらもA4の横の
ものになっております。

続きまして、資料3、平成23年度NPO活動資金助成・プレゼンテーション実施要領
(案)。

続きまして、資料4、平成23年度NPO活動資金助成・プレゼンテーション質問票。

続きまして、資料5、平成23年度新宿区協働事業提案募集要領 (案)。

続きまして、資料6、23年度新宿区協働事業提案募集の手引き (案)。

続きまして、資料7が事前ヒアリングシート (案)。

続きまして、資料8が23年度協働事業提案採点表 (案) となっております。

以上8種類となっております。

久塚座長 ありますね。では、会議を進めていきますけれども、ご発言の前には忘れな
い
でお名前をよろしくお願
い
いたします。

では、議事の第1番目ですけれども、平成23年度NPO活動資金助成一次審査（書類
選考）採点結果についてという議題に入ります。集計結果について説明をお願いします。

事務局 それでは、資料1と2に基づきましてご説明をさせていただきます。各委員に

おかれましては、お忙しい中、採点をしていただきましてありがとうございます。

各委員からいただきましたその採点表の結果を集計したものが資料1と2になってまいります。

まず、資料1なのですが、各委員に評価、AからEを記載していただいたものを事務局のほうで点数変換をいたしまして、その点数を全委員で合計して集計したものです。それで、各事業審査、団体審査の審査項目別で表にあらわしたのが、こちらの資料1になっております。こちらが新事業立上げ助成の3団体分と、それからNPO活動資金助成の8団体分について集計をしてございます。各委員、座長を除く7名の委員に採点をしていただきましたので、1人当たりの点数が50点満点で、7名の合計の点数が満点ということになりますので350点満点。10点項目の部分については70点満点、5点項目については35点満点、トータルで350点満点に対するその評価点というような形になっております。

この新事業立上げ助成とNPO活動資金助成の採点結果について点数の順位で並べさせていただいたものが資料の2になってまいります。現在、得点順位の1番目が申請番号3番で233点、そして11位が申請番号7番で202点という結果になっております。

こちらの一覧のほうは新事業立上げ助成、NPO活動資金助成とも350点満点で、トータルの点数は変わりませんので、立上げ助成とNPO活動資金助成をあわせた形で一覧にさせていただいております。

とりあえず集計結果の概要は以上になります。

久塚座長 これは特に異存はないかと思えますけれども、よろしいですね。こういう結果になりました。この後、プレゼンテーションにお越しいただく団体を決めなければならないのですけれども、意見が特になければ先にどの団体まで呼びするかということを一応のルール、それから昨年度がどのような状況だったかというような経験も踏まえながら説明をいただければというふうに思います。

宇都木委員 ちょっと、先生。

久塚座長 はい、どうぞ。

宇都木委員 この前ちょっと気付かなかったのですが、これ、事務局でわかるかな。11番の。

久塚座長 11番の団体。

宇都木委員 11番の団体。これのページでいうと270ページ、団体登録票とあるでしょう。

事務局 はい。

宇都木委員 これ、間違いじゃないかと思うのだけど、会員がゼロなのです。

事務局 はい。

宇都木委員 会員がゼロというのは社員と会員が同じだとしたらこれ、NPO法にひっかかって団体が成立しない。

事務局 そうですね、ただ役員名簿等の提出はしていただいているので。

宇都木委員 いいです、役員じゃなくて社員。会員と社員がイコールだとすれば、10人以上いないとNPO法人としての資格に欠けるのです。

事務局 はい。

宇都木委員 だから、それは役員が必ずしも社員というふうにならないかもしれないですね。

事務局 そうですね。

宇都木委員 だから、それ、ちょっとおかしい。どういうふうに、だから会員と社員とは別にして、社員は社員でいるのかもしれないのだけど。もしこれが社員と会員がイコールだとすれば、これNPO法にひっかかっちゃうので、これはNPO法人としては認められないということになっちゃうのだ。ちょっとこのNPO法人としての申請ではまずい。

事務局 そうですね。では、ちょっとこれ団体に確認して皆さんにメールでご回答させていただきます。聞いている範囲では、何かその正会員を広く募集するルールを今検討していて、それでまだ新規の会員さんの募集に至っていないようなお話をちょっといただいています。

宇都木委員 それで、その裏づけが272ページの21年度の収支を見ると、会員収入が一つも入っていない。だから、多分いないのだ、会員収入がないということは。だから、これはもし会員が0だとすれば、NPO法人としてではなくて任意団体として認めるかどうかという話になる。

久塚座長 10人以上の社員ですね。

宇都木委員 うん。資格審査にかかわる。

久塚座長 いや、11番の団体というのは、特定非営利活動法人で、平成17年の設立というふうに書いてあるのは、これは。

宇都木委員 この時点ではだから資格があって、社員が10人以上いての届け出になっていて、認証になっているのだと思うのです。

久塚座長 ああ、認証がね。

宇都木委員 うん。そのときはですよ。

久塚座長 はい。

宇都木委員 現在が、これ21年度のことですから、21年度収支計算上の会費収入がゼロですので、その272ページ。

だから、会費収入がゼロだから会員がいないということは理解できるのです。

久塚座長 21年度。

宇都木委員 うん。だから、これが22年度になったらそうじゃないんですよとよくなるかわからないのだけど、これしかないから、これで見える限りにおいては、ちょっと法人としての資格にかかわるので、調べてもらわないとぐあいが悪いんじゃないかなという気がしました。

久塚座長 所轄庁への届け出、書類提出上というのは。

宇都木委員 それはだから平成17年9月1日に設立をして。

久塚座長 21年度に出した。

宇都木委員 いや、これはいつ認証されているのかな。認証は、だからこの平成17年。

久塚座長 下から2行目の所轄庁への届け出、書類提出状況というのは。

伊藤委員 受け付けられているから。

久塚座長 平成21年となっています。

宇都木委員 だから、届け出、だから何を出しているのかわからないけど、21年のこれ、収支計算書、事業報告書を出しているじゃない、その意味じゃないかな。

伊藤委員 名簿を東京都に出すじゃない。そうすると、今言った書類を全部チェックするのだ。だから、社員が10名以上の場合はその書類がないと、もう1回出してもらう。

宇都木委員 だから、それが多分設立をして、認証届けを出したときにはあったのだ。

伊藤委員 違う。受け付けも、ことし僕も持っていったけど、持っていくと全部チェックするのだ。役員報酬があるかないか、それから10人以上の社員の名簿、それがついてないといけないのです。そうしないと受理しない。

宇都木委員 だから、それは21年は出しているのだけど、22年はそれがどうなっているか。

伊藤委員 そうそうそう、だからそこだけ確認すればいい。

宇都木委員 うん。ちょっと気になるのだ、ゼロというのは。

伊藤委員 全員社員が会費を納入しないで、22年度になっちゃったという可能性もあるけど、そんなこと大体ないのだ。

宇都木委員 ちょっとこれ後で調べて、判定するのはプレゼンテーションの後でもいいのだけど。多分こんなことは間違いはないのだと思うけど、こういうふうに出されちゃったら気になる。

事務局 そうですね。では、その部分は事務局で確認させていただいて、メールでご回答いたします。

久塚座長 気がついたご指摘どうもありがとうございます。採点の取り扱い等についてはこれを今取り上げて結論を待たなくても大丈夫ですので、一応プレゼンテーションに来ていただく団体を決定していただければと思います。

昨年は一応のルールである採点6割という概念を用いつつ、できるだけ広く聞くのもいいことだろうということで、6割に満たない団体も呼んだということですが、西堀さん、そのところをもうちょっと話しさせていただいてよろしいですか。

事務局 まずこの一次選考の書類審査の決定方法なのですが、例年一次審査の集計の結果から上位で13団体程度、得点率で6割程度をプレゼンテーションの実施団体の選定基準ということで、こちらの支援会議の中で定めております。

ちなみに昨年度は申請件数が8件ございました。それで、実は6割を超えた団体は7件で、残り8番目の団体は得点率が55%だったのです。ただ、全8団体をプレゼンテーションの対象としても時間的にも余裕があるということと、昨年度来、委員のほうからなるべく多くの団体から直接説明を受けて審査をしたいというようなご要望があった。

また、最下位に入ったその当時の団体は設立後間もないNPOであったので、プレゼンテーションをやはりご自身で行うということが、また団体の経験にもつながるんじゃないかというようなことで、そのような理由で8団体全部をプレゼンテーション対象団体としたという経過がございます。

今年度の採点結果ですと、得点率が6割を超える団体は申請団体11団体のうち6番目、210点がちょうどその6割のラインということになりますので、6番目の団体までがその対象となるというような形になっております。最下位の団体はちなみに202点ということで、こちらの得点率は57.7%ということになっております。また、7番目、8番目については、これは59.7%。あと1点で6割に届くというところです。

また申請額の累計との兼ね合いなのですが、実際、予算総額が400万円ということな

ので、6番目の団体までですと、申請額の累計では270万円という金額になります。助成総額の400万を上回る場所がどこかといいますと、9番目の団体までの申請額を累計していきますと405万円ということで、おおよそ400万の限度額を超えるのは9番目のあたりからということになっております。

きょうはこの一次審査の採点結果を踏まえまして、どこの団体までをプレゼンテーション対象の団体にするのかということについてご審議をいただければと思っております。

以上です。

久塚座長 ありがとうございます。基準が幾つかあって、すべて満たすということにはなかなかならないですけれども、一つはこれは全部呼んでもその中に入るのですが、13ぐらいで切る、これは数が多いときです。それから、もう一つは6割でラインを引く。それから、申請額が400万に達したあたりでという目安も設けていたわけですが、去年は55%程度の8団体のうちの第8番目に該当する団体もプレゼンテーションに来てもらったということです。

二次審査のことについて話すのは早いのですが、二次審査は6割を超えていないものは採択されておられません。したがって、一次の突破というのをどのように見るかということなのですけれども、1点足らないところが二つぐらいあって、申請番号8・9の団体がいずれも59.7。申請番号2の団体は58.9、申請番号1の団体が58.6で、申請番号7の団体が57.7です。

各委員忙しいのを承知でたくさんの方に面接してもらうのも気が引けるのですけれども、まあ、11団体だったら午後から始めて4時過ぎには、去年と同じ手法で終われるかなというスケジュールにはなるのです。

もう呼ぶのさえ絶対だめというようなのはあまりないとは思いますが、あまり少ないのもなとは思いますが。特に何か私はこういう考えでここまでというのがありますか。

皆さん個別のNPOをご存じのところもあるかもしれませんが、そういうのを抜きにして、どこがどうこうじゃなくて、事業と判断基準を認めて全部行きますか。

伊藤委員 伊藤です。59.7%の団体まで。60%を基準にしたときに限りなく近い。

事務局 8番目までということですか。

久塚座長 22年度は、8団体で60%切っているのが1あったので。

伊藤委員 そうそう。

久塚座長 7団体になってしまうからということもあったのでしょうか。ことはそこ

で切るにしても8団体は来ていただけるということなのですが。

伊藤委員 8番目まで。

久塚座長 9番目まで入るとちょうど405万円という。

伊藤委員 そうしたら、10番目まで入れちゃってもいいような気がするけど、この1点差というのは。

久塚座長 というところなのですよ。

伊藤委員 そう。

久塚座長 だから、結論を、私は強いラインの引き方をできませんので、特にないのですが、皆さん方で特にそういうふうになれば8番目の団体までというご意見は具体的に出ましたけれども、よろしいですか。

関口委員 関口です。

久塚座長 はい。

関口委員 いや、今回、私も見てびっくりしたのですけれども、すごい僅差というか、ある得点帯に団体が非常に集中しているということになってしまったので。

久塚座長 そうですね。

関口委員 トップと一番下の団体の得点差が30点というのは、これは大いに逆転の可能性がある点差なので、特に1点差、2点差とかという、7番から9番が10点未満ということは委員が7名採点していますので、1人当たり1点得点が二次審査で動けば逆転してしまうというか、60%基準に届く可能性があるわけですが、今回のこの一次の採点というのは。

です。で、ちょっと大変になるのですけれども、二次のプレゼンは全員呼んでもいいのではないかなと、その逆転可能性ということからすると、二次でもうちょっときっちり。

久塚座長 素点でいうと8番目までが209点で、9番目が206点、205点という、パーセントじゃなくて素点というようなこと、それから関口委員の発言はトップが233点でそれほど高くない。一番下が202点という中に集まっているという状況を勘案した評価というご意見ですよ。

関口委員 そうですね。

宇都木委員 関口さんのことをもう少し補足すると、みんなの評価が分かれたのです。みんなの評価がある程度のところに集約していればこういうことにならなかったのに、評価が分かれたから、バラバラになったから全部に接近したわけだ。

そういうふうにと考えると、やっぱりみんなもう1回、みんなでもう1回聞いてみて、もう1回考えてみるかと。そういうふうにもう1回投票してもらおうと。

伊藤委員 そういうふうに言ったほうがいいね。

宇都木委員 みんなの評価が分かれたということは、それぞれにみんな思いがある。1点に集中しないのだから。だから、プレゼンテーションを聞くと。もしかしたらまた変わるかもしれないという可能性がある点数の配分なので。では、全部聞いてみるかと、そういうふうな質問のほうが素直でしょう。

久塚座長 可能性としては宇都木さんが言ったみたいにそれぞれがこうなっていて、真ん中に寄っているのもあるけれども、みんなが一致して真ん中にというのもあるかもしれないです。

宇都木委員 そうなのです。だから、評価が。

久塚座長 結果の中で見るという形になっていますので、分散した結果なのか、あるいは最初から真ん中に皆さん集まって大差ないなと思われたのかもしれませんが。

第一次審査で6割ないものが二次審査を通過すること、これはまずいじゃないかというルールは全くありませんので、二次審査は二次審査で独立してやりますので、11番目までというご意見と、8番目までというご意見なのですが、伊藤さん、全部でも構わない？

伊藤委員 確かにそういうことだね。

久塚座長 それでは、伊藤委員もそういう考え方もあるだろうということでしたし、的場さんは伊藤さんの意見に少し近かったようなのですが。

的場委員 そうです。最初そうだったのですが、ちょっと意見が動かされたというか。

久塚座長 もっともらしい。

的場委員 そうですね。

久塚座長 そういう考え方もあります。

宇都木委員 ちょっといいですか。できるだけ審査というのは一貫性があったほうがいいのです。だから、今までやってきたことのルールというのは貫き通した上で、けれどもも接近していることもあるからことしは少し広げてみるかと、原則は変えないで。そういうことしの事情をこの集約された点数を見て、あるいはその全体の応募数を見て、ことしの特徴として少しプレゼンテーションの枠をふやしましょうかということが一番素直かな、原則は変えないで。

久塚座長 申請団体が30ぐらいありましたと、こういう状態でもないのですけれども、

申請団体がそれほど多くないことと、上位のものと下位のものの素点での格差がそれほどないので、通称足切り点のようなものを設けずに二次、大学入試でいうと二次試験を全員受けてもらうという形で、一次と二次の点数を足すわけじゃないですけども、二次に進んでもらうというふうにしてよろしいですか。そこで、またプレゼンテーションを聞いていただいてご判断をいただく。それはそれでまたラインの引き方がきちんとありますので。

では、結論を得たいと思うので。

竹内委員 ちょっと質問です。

久塚座長 はい、竹内さん。

竹内委員 二次審査というのは実績評価も兼ねるのでしたか、全体の。プレゼンだけの評価でしたか。

宇都木委員 いや、総合審査です。

竹内委員 では、あくまでもついて回ってくる。

宇都木委員 そうそう。

関口委員 だから、この申請書も。

竹内委員 はい。

伊藤委員 これが変わる可能性があるよね、でもマイナスがふえるということになると。

竹内委員 そうですね。

宇都木委員 うん、二次審査だけで決めるということじゃないのだ。だから、全部総合して。

久塚座長 もちろん二次審査の点数というのは一次審査の点数とは独立していくものですけれども、総合的に結論を出すということでは一緒なのです。結論を得るために一次をやっているという手続上のことです。あくまでこの活動資金助成の申請にふさわしいかどうか。

竹内委員 はい。

関口委員 さきほどの確認なのですが、この申請書に助成金額を減額したらその事業が実施できますか、はい、いいえという項目があると思うのですが、これ今までに実際減額して通したということはあるのですか。

伊藤委員 あります。

事務局 はい。

久塚座長 極めて初期の段階で。

伊藤委員 最初のうちにあります。

事務局 平成20年度のときに、あと5万円だけ削ればこの団体に助成できるというのがありまして。

久塚座長 中にすくい上げるというケースです。あまり差がなくてスルーして400万なら400万というラインがございますよね。355万まで来ていて、50万の最後の団体に渡すと400万が405万になる、例えば。それを5万削ってでもいいですかと。その5万を通った団体に全部1万ずつ削るのではなくて、そういうやり方もあるのですから、それで嫌だと言うのだったらこちらも採択できないということになるので、そういうときに利用するものとしてあったのです。それで、過去ありました。

関口委員 例えばこの経費の計上はいかなものか、当団体全体としての予算が400万円というのはあまり関係なしに、ここの団体のここの経費の計上はいかなものかということで減額させるということはあまりないのですか。

久塚座長 ああ、そういう形じゃないです。あくまでこれも申請があったものをそのままもう見ているものですから、そういうやり方をやるのだねということで判断をする。そこをいじるということじゃなくて、むしろいかなものかとなったのを削るというよりは評価の対象として点数に反映するということです。

宇都木委員 協働支援会議は事業内容は変更しないのだ。あなたの言う話では、事業内容を変更しちゃうことになる、申請を。ここを5万円削れば、この予算の構成はまずいからこういうふうにしなさいと、そうしたら認めてあげるよというのは、それは事業計画を変えちゃうことだから、それは協働支援会議のやることじゃない。

伊藤委員 そのNPOの体質をそこで判断、この出たもので判断したらいいですよということだ。

久塚座長 では、すべてここに申請のあった団体につきましてプレゼンテーションに来ていただくということで一つ目の議題を終えたいと思います。申請団体が一次審査をが全部通ったということから、どういう形でプレゼンテーションを実施するのか。では、進め方について、事務局、お願いします。

事務局 それでは、プレゼンテーションの実施方法についてというところに入らせていただきます。資料3をごらんになっていただければと思います。このNPO活動資金公開プレゼンテーションなのですが、5月23日月曜日、ただいま11団体すべての団体が一次審査を通過しましたので11団体で行う場合のスケジュールなのですが、昨年度と同様

発表時間8分、質問時間8分で実施した場合のスケジュールということになっております。

集合時間、各委員の集合については、プレゼンテーション開始が午後零時30分からということで、その30分前に各委員にはご集合いただきたいと思っております。12時半に開始いたしまして、1団体目の発表の開始が12時50分、間で休憩を1回挟みまして、プレゼンテーションの時刻の終了自体が16時20分。そして、その日のうちに各委員に採点表をお出しいただきまして、点数を事務局のほうで集計をいたします。その集計結果に基づいて協働支援会議を再開いたしまして、助成団体をどこにするかという決定をしていただきたいと思っております。それらの決定のプロセスも含めまして終了予定が5時ちょうどというような形で考えております。

この資料の中にあるプレゼンテーション実施内容につきましては、各団体のほうにこのような説明文でお送りしようと思っておりますが、公開形式ということで一般の傍聴者の方も入場可能なものとします。団体のほうの発表が8分で助成対象事業の内容を中心にご説明いただく。委員からの質問が8分。それから、プレゼンテーションの参加人数、プレゼンを行う人数は1団体3名以内。そして、プレゼンテーションの方法は自由としまして、パソコン、プロジェクター等をご用意しますので、パワーポイントを利用したプレゼンテーションも可能というような形にしておく予定です。

各団体については準備の都合もございまして、5月19日木曜日までにプレゼンテーションに使用するデータを事務局までお届けいただく。あるいは、当日紙ベースで配布する資料があれば18部を事務局へ持参していただくというようなことでお願いをする予定です。

この期日までに申し込めなかったパワーポイント及び資料については、プレゼンテーションの際は利用できないというような要領で実施したいと考えております。

今回、各委員にお決めいただきたいことが大きく二つございまして、まず団体への質問時間なのですが、実は例年5分間で実施をしていたのですが、昨年度これまでの会議の中で質問時間をなるべく多くとりたいというようなご意見が出ておりましたので、平成21年度から質問時間を5分から8分に拡大をしております。この質問時間については昨年どおり8分ということでよろしいかどうかということが1点目。

それから、各委員からの質問につきましては、これまで代表質問者ということで、その団体に対して質問していただく代表の方を決めていただきまして、各委員が個別にお出しいただいた質問票を事務局のほうで取りまとめて、その結果を皆様にお送りするのですが、

そこで事務局のほうで皆さんのご意見、ご要望もお聞きした上で代表質問者を決めさせていただいて、その代表質問者の方がそのプレゼンテーション実施団体に中心的に聞いていただくというような形をとっております。

今年度につきましても、同様に代表質問者を定める形で質問を実施するという形式でよろしいかどうか、大きくこの2点と、あとプレゼンテーションのこのスケジュール等についてご意見をいただければと思っております。

以上です。

久塚座長 質問が8分ということと、質問代表者が質問を行うこと。質問代表者の質問が早く終わった場合には、他の方も質問はできますが、メインはその代表者の方にというふうにしております。

そして、もう一つですけれども、その手順としては、各委員からプレゼンテーション質問票を出していただいて、それを事務局とやりとりをしながら、この委員の方にこの団体への質問をお願いします。あるいは、自分で私はここをやりたいという申し出も受け付けているようですけれども、そういう形で進めてよろしいですか。

各委員 はい。

久塚座長 その代表を決めるのはいつですか。

事務局 これからご連絡差し上げます。

久塚座長 では、8分で実施して、先ほどのタイムスケジュールで行いたいと思います。この代表質問を設ける形での実施方法でよろしいですね。

村山委員 確認なのですけれども、この資料は変更の変更は認めないけれども補足は認めるということでもいいですね。

事務局 そうです。もしそのプレゼンテーションのときに、紙ベースで補足する資料とかを配布したいということであれば、この19日木曜日までに事務局のほうに届けていただければ、追加を認めます。

ちなみに申請書自体の変更は認めませんので、あくまで補足説明資料を追加していただく形です。

村山委員 その点だけ確認したいなと思ったのです。

事務局 はい。

久塚座長 では、村山さんからのご質問の次。

事務局 次に、この助成金の議題の最後になりますが、資料4のプレゼンテーション質

問票についてご説明をさせていただきます。昨年度と同様、各委員に事前に質問票、この資料4をこのままご送付させていただきますので、当日各団体に質問する事項について、各団体ごとに質問票にその質問内容を記載していただくようになります。

この質問票につきましては事務局のほうで取りまとめをしまして、団体ごとに質問シートをつくり直して、当日のプレゼンテーションの参考資料として皆様にお返しさせていただきますと思います。

この代表質問者を定める形で昨年度と同様に行わせていただくのですが、この質問票については事務局から今日中に各委員にこの質問票のフォームを送付させていただきますので、今週いっぱい、皆、お忙しい中恐縮なのですが、5月13日金曜日までに、各団体に対する質問をご返送いただければと思っております。

事務局のほうで取りまとめをいたしまして、代表質問者の方をどなたにするかというのを質問内容を見ながら判断させていただいて、その結果を17日火曜日までに各委員に送付させていただきます。

各委員については、その質問票を見ながら、当日プレゼンテーションのときに活用していただきたいと考えております。また、代表質問者は事務局で決めることになるのですが、特にこの団体に質問されたいとか、あるいはこの団体については質問から外してほしいとか、そのようなご要望がありましたら、きょうこの会議の中でお伺いできればと思っております。

以上です。

久塚座長 自分はここの団体と何らかの接触が、かかわりがあるので代表質問者としては避けたいというような申し出もあったと思うのです。今の時点で私はこの団体というのがございますか。そういうのがあると調整しやすい。特にありませんか。

伊藤委員 やりたいところ？

久塚座長 やりたいところ、あるいはここは関係者がいるので。

伊藤委員 そこは突っ込んでできるからね。できれば申請番号1番と3番

久塚座長 1番と3番を伊藤委員がご希望ですけれども、よろしいですか。1人、お一人1ないし2という形になりますので。今、ちょうど見てみますと残りが九つ。

はい、関口委員。

関口委員 私は申請番号7番の団体を辞退しますので、ほかの団体さんを振っていただきたい。

久塚座長 はい。

野口委員 では、私、申請番号10番をやらせてください。

久塚座長 はい、ほかには。自分がこの質問票にあまり質問がなくても代表者になったときには、ほかの委員の方がいろいろ質問を記入していますので、それをまとめるような形でご質問をとというふうに。できるだけ各委員が質問を書いたところになるようにはしますけれども。たまたま自分は、なかなか起こらないケースですけれども、一言も質問を書いていないところもあると、それは避けたいと思います。事前にご要望があれば、少しそういう可能性がないわけじゃないので。

ほかにはよろしいですか、では、事務局のほうで割り振ってもらいますので、質問を書いたときに。

では、そのほかについて、関口さんはそこを避けるということと、別の団体というのが出ましたので、残りで調整をお願いします。

事務局 はい、わかりました。

2番目の議題については、事務局、これで終わりによろしいですか。

事務局 はい。

久塚座長 では、次の議題に移ります。3番目の議題ですが、平成23年度協働事業提案の募集等について、これについて議題というよりは一つ私のほうから、区からの提案がありました。それを含めて事務局、お願いします。

事務局 それでは、まず初めに募集要領と募集の手引きについてということで、資料5と資料6を使って説明をいたします。この募集なのですけれども、開始が5月16日月曜日から募集開始になりますので、今週末にはこの要領と手引きのほうをもう刷り上げてまして募集の準備に入りたいと思っておりますので、本日これについて確認をしていただきたいと考えております。

まず資料5です。提案募集の要領ですが、前回の会議のときに、委員にご意見がありましたらメールでいただきたいということでお願いをしておきました。委員からご意見をいただいたものをもとに一部修正を行っております。

まず、順番に1ページ目です。赤字のところ、こちらのほう、ちょっと表現がわかりにくいというところがあったと思うのですけれども、それを青字のように修正をしております。

まず、赤字のほうは「その取組みの一つとして、これまで専ら行政が担ってきた公共の

分野に住民の意欲と能力を生かして、多様な主体が担い地域を支える仕組みづくりを進める協働事業提案制度を実施しています」というような表現だったのですけれども、この「住民の意欲と能力」というのではなくて、この「多様な主体」のところに的を絞った言い方にしまして、「その取組みの一つとして協働事業提案制度を実施し、これまで専ら行政が担ってきた公共の分野に多様な主体がその意欲と能力を生かして地域を支える仕組みづくりを進めています」と表現を変えました。

続きまして、3ページになります。3ページの応募資格のところの8番に「能力及び実績を有すること」ということで、委員からいただいたご意見では、この能力のある団体で実績がない団体というのものもあるのではないかとということで、実績を削除してはいかかかというご意見をいただきました。

それで、この実績についてなのですけれども、平成21年度の第2回支援会議の際に、協議を行っております。その協議した結果、事業の実現性という審査項目がありますので、それを見るにはこの実績が必要という結論に至ってこれを入れているという経緯がございます。その際に、この対象となる協働事業のところ、「新たな視点を取り込まれている事業を対象とする」というような表現がありまして、その新たな視点を取り込まれている事業を対象とするのであれば、実績はなくてもよいのではないかと委員からの発言があったのに基づいてそのとき協議を行ったのですけれども、提案された事業が本当にできるのかというのは、過去の活動実績や実施した事業の規模から類推することができるので、これは入れておいたほうがよいということで、結果この「実績」という言葉を入れたという経緯がございますので、事務局としてはそのまま残したいと考えております。

資料6の手引きのほうの13ページをごらんください。これが実際団体のほうから出していただく提案の企画書になるのですけれども、この13ページの一番下の欄に「提案事業に関連する提案団体の活動実績」という項目、記載していただく項目がございます。こちらのほうもその話し合いに基づいて追加した項目となっております。事務局のほうとしては削除せず「実績」というのも入れておくというのが案でございます。

あと、それから要領に戻りまして、要領の8ページに、先ほど座長のほうから話がございました区からの提起する課題を追加で入れてございます。こちらのほう、地域文化部の文化観光国際課とみどり土木部の管理課、両方からのテーマということで、「駅前、ひろば、ロビー、壁面、河川等の公共的空間（道路空間を除く）を活用した文化芸術振興の取り組みと地域の活性化」というテーマで課題が出されております。本年度につきましてはこの

一つの課題だけになりましたが、区から提起する課題として募集をしたいと考えておりません。

要領については以上になります。

久塚座長 区からの課題ということについては、これはここでいい、悪いということを使うことではありませんので、単なる報告です。

そして、それ以外の説明については大きくは2点あったのですけれども、募集要領の赤い印字されたものが青いものに変更されたという。順番としてもわかりやすい文章を採用したということと、それから3ページ、能力及び実績、言葉はそれが一人歩きするので難しいところなのですけれども、能力の中に実績を含めて考えればいいじゃないかというふうになるかもしれませんが、これは実は事務局の説明にあったように、21年度の会議でわざわざ盛り込まれた。能力だけでいいということではなくて、その提案された事業、それを遂行していく能力があるかどうかということ判断するに当たっては、その団体が協働事業として提案した事業を、今までどういう関係するようなことを行ってきたのか。ドンピシャである必要はありませんけれども、遂行を能力する際の判断の一つとして実績を書き入れてはどうかという提案があって盛り込まれたものだそうです。

ですので、比較的長い時間議論したのかもしれませんが、それをわざわざ盛り込んだので、盛り込まれてすぐとるよりも、そのときに議論された趣旨を踏まえて、さらによりよいものに組み立てていくとするならば、これも事務局から提案があったのですけれども、募集の手引きの13ページの一番下にあるような具体的に記載してくださいという、こういうところも判断基準にするというふうにつくっているのです、能力及び実績、その応募資格というふうに見ると、これですべて1から要件として非常に厳しいものになっていることはごらんのとおりです。

7までは非常に明確である。あるいは9も明確なのですが、一番トーンがグレーのところは第8番目にして、これはこういうのがないと応募資格がないというふうに1から9まで書かれているものの中の一つに協働事業の業務を遂行する、できる能力。これは自称であろうが他薦であろうが能力があると言われればそれまでなのですけれども、実績、これは応募資格の中にあるのと同時に判断基準のような形になっているわけです。

ただ、やっぱり形式的にこの8を削ってしまって1から8まで、9を8に上げて、今ある8番目を抜いてしまうとどういうことが生じるかなというのはちょっとわかりにくいですが、今のところはこの能力及び実績、それを各所の書類、あるいは提案する団体

が自覚をしていただきたいという形になるのだらうと思います。

各委員 はい。

久塚座長 では、そのようにさせていただきます。それから、もう一つあるのです。

事務局 募集の手引きのほう。

久塚座長 はい。

事務局 それでは、資料6の募集の手引きのほうをごらんください。この募集の手引きなのですが、ほぼ先ほどの資料5、募集要領と内容的には同じになっております。その要領と違うところというのが、大きく違うのが8ページのところの青いラインの2番目なのですけれども、この「個人情報の適切な取り扱い」というのが盛り込まれているということ。

それから、ページで言いますと11ページから17ページにかけてなのですけれども、実際出させていただく様式の記載例を出していること。それから、18ページ、19ページにございます協働事業提案に関するQ&Aを載せているというところが違うところがございます。

この中で赤字と青字と書いてある、修正を入れているところがあるのですけれども、主に赤字が修正・追加した部分、それから青字が先ほどの要領のところにもありました文章表現の変更、それから要領の修正によって影響してきた箇所というのがこの青字で書いてあります。

まず、去年までと違う点をご説明させていただきます。まず、1ページ目ですが、今まではページ数を入れていなかったのですけれども、見やすくするためにページ数を入れました。

それから、次、10ページ目です。10ページのところ、要領と同じに区から提起する課題を入れております。

それから、13ページ目の企画書の内容なのですけれども、こちらのほう、委員にこれを入れるのはどうかということをお諮りしたいと考えているのですけれども、12ページからが企画書の記載例になります。12、13、14が企画書で、そのうちの13ページの一番上、協働の必要性のところです。この1、2の、1の「協働の必要性」と2、「協働することによる相乗効果」というのはもともと様式に入れてございましたが、今回新たにこの3番の「協働事業の実施による区民への波及効果」という項目を追加したいと考えております。

これにつきましては、昨年度、協働事業提案制度審査会から出しました審査報告書の協働事業提案制度に関する今後の課題を委員のほうから出していただきましたときに、この制度の趣旨からして、提案されるべき事業は区民が安心して生活できる地域社会を目指したまちづくり事業であり、市民参加による事業の実施によって地域社会にどのような変化を起し得るのか、あるいは5年後にはどのようにになっているのかということが重要である。事業内容だけでなく、このような視点を審査基準、項目につけ加えてはどうかというようなご意見を出していただきました。

確かにこの内容を見ておりますと、その団体がどのように考えて企画したのかというのは、区民への波及効果等をどのように考えて比較したのかというのが重要な要素であるにもかかわらず、それを記載する部分というのが設けてごさいませんでしたので、この協働の必要性のところ新たにこの3番として、「協働事業の実施による区民への波及効果」というのを追加したいと考えております。

あと、続きまして14ページになります。14ページ一番下の欄の提案事業の事業実施年度以降のスケジュールのところのこの黄色い枠、見出しなのですがすけれども、まず「提案事業終了後の事業展開について、中・長期的なスケジュールを記載してください」としてはいたのですがすけれども、「中・長期的」というのがちょっと抽象的ですので、これを「3～5年後を見据えたスケジュールを記載」というふうに変更したいと考えております。

あと、変えた点なのですがすけれども、19ページ、Q&Aの部分です。Q&Aの部分の19ページ、まず上から2番目、「1団体で複数提案してよいですか」というのなのですがすけれども、1団体1提案ということにしておりますので、この「原則」というのをとりました。

それから、上から四つ目、「区が負担する経費については、どのように考えるのですか」というところなのですがすけれども、事業に直接係る人件費、会場借上げ費は対象となるのですがすけれども、事業と係わらない団体運営上の費用については対象外ですということは、もともと記載させていただいたのですがすけれども、今まで過去に提案採択された事業で、事業課のほうともう一度企画を練り上げていく段階で、その施設の改修とか備品購入に係る経費についても出してほしいというようなこの協議の中で話が出たというのを事業課のほうから聞いておりますので、この辺、募集の段階からはっきりさせておいたほうが良いと思いまして加えたところです。

内容としては、「事業実施に必要であっても施設の改修や備品購入に係る費用は対象外です」というのを盛り込みました。

以上になります。この手引き、今週末には完成させて、来週の募集の説明から使いたいと考えておりますので、本日中にご意見をいただきたいと考えております。

久塚座長 先ほどの資料5との関係で、青字のものが1ページ目、最初のところにありますけれども、そのように委員からご指摘があったものが反映された部分と、事務局のほうでより理解しやすいだろうというふうに整序していただいた部分とからなる。そういうふうにご理解いただきたいと思います。

1ページ目から順に、順次つぶしていくというよりは、各委員が今全体の説明を受けて、この資料6について確認をしていただきたいと思いますけれども、事務局からは先ほど提案のような見直しがあるということです。

ちょっと質問すると、3ページなんかにも赤字があったりする。

事務局 はい。

久塚座長 4ページにも赤字があったりするのですけれども。

事務局 そうですね。3ページ、4ページの赤字については抜けていました。

久塚座長 例えば4ページは原則というのではなくて1団体というような形のものに出ているわけですね。

事務局 はい。要領のほうには入れていたのですけれども、この手引きのほうではこのQ&Aの部分でしか入れていませんでしたので、Q&Aに入れているのであれば、この本文のほうに入れたほうがいいのではないかとということで、この「応募1団体につき1提案」というのを入れました。

久塚座長 はい。だから、質問が出てくるようなことが、事前にここでわかるような形で整理をしていただいたという形になるようです。

事務局 あと、3ページのところなのですけれども、3ページの赤字の上のほうは今年度から事前確認書、役割分担とか目的とかを双方で確認して事業を開始しようということで、昨年度この会議で話し合われて決定しました事前確認書を導入しましたので、その「事前確認書により目指す目的や期待される成果等を共有し」というのを追加してあります。

あと、その下の枠のところの「事業実施の実施中は、地域調整課や審査を行った協働支援会議が進捗状況の確認や事業視察などを行い、必要に応じて相談、アドバイスを行います」というので、これをだれが行うのかというのが、この赤字の部分が書いていなくて、明確ではありませんでしたので、それをつけ加えております。

あと、6ページにも赤字の部分があるのですが、6ページは先ほどのQ&Aのほうで追

加した部分です。「また、事業実施に必要であっても施設等の改修費や備品購入費は対象外となります」という文言を追加しております。

久塚座長 どうですかね。

事務局 しつこいのですけれども。

久塚座長 二重、三重に。

事務局 そうなのです。

久塚座長 実施要領が二つあるみたいな感じになるので、ここまで来るとQ&Aが要らなくなりそうな感じなのですけれども。丁寧に記載してもらっているのですが、ご意見はございませんか。

宇都木委員 今のところのこれは、団体に資産として残るようなものはだめですよという話だったよね。

事務局 そうです。

宇都木委員 ねえ。

事務局 はい。

宇都木委員 だから、わかりやすくこれは備品、資産、だからある程度の額がかさむものについてはだめですということになるでしょう。

事務局 そうですね。

地域調整課長 いわゆる備品についてはだめですと。

宇都木委員 だけど、必要なものは、そのことによって必要なものは買わなきゃいけないので、備品というものの範囲が。

事務局 今、区の備品が5万円以上のものになっています。

宇都木委員 ああ、額で規定しようというわけだな。

事務局 ええ。それで、その5万円以上のものについてというか、備品だとやはりこの事業だけではなくてそのほかの事業にも活用できるものが多くなってくると思いますし、この事業が、制度の中での事業が終わった後も引き続き活用できるというか利用、使用できるものになってきますので、そういう部分については自分のところの団体のほうの経費で買っていただいて活用していただく、もしくはリースで対応していただくということで考えていただいております。

久塚座長 よろしいですか。研究費なんかも同じ形ですので。税法なんかを考えると当然だと思います。

宇都木委員 異議なし。

久塚座長 関口さん。

関口委員 12ページです。地域課題について、どこに入れるか微妙なところなのですが、例えば「地域課題・社会課題の緊急性・重要性」とかいうところに、区のほうで類似の事業を既にやっているか、やっていないかというのをどこかに、あなたは調べましたかというのを何かしらの形で入れておいていただいたほうが、例年大体出てくる案件に、既に区で同じような事業をやっていますよというような話が出てきていたので、ちゃんとあなたは調べましたか、あるいは既に類似の事業を民間あるいは行政がやっていませんかみたいなことを聞くところが、僕はどこに入れりゃいいのかわからないのですが、そういうのが入っていればいいかななんて思いました。

事務局 ちょっと表現が違うのですが、その下の「役割・責任分担」の3番のところ、この設問だとわかりにくいのですが、「新宿区の担当の担当部署と何らかのかかわりがある場合は、その部署名、経緯及び内容」を書いてもらうということで、その黄色の中で「提案にあたって事前に企画内容に関する調査・相談を行った部署名と経過や内容を記載してください」というのは入れてはあるのですが、確かにその具体的な表現でないのだからわかりにくいかなと思います、これが。

ここにその既存事業ということで、具体例で挙げておきましょうか。

久塚座長 関口委員の発言は2通りぐらいの内容を含んでいるみたいで、こういう3番に近いものと、NPOなりが自分たちで努力してきちっとニーズ調査というか市場調査というか、思いついたものをボコボコッと書かれて、作文をしてきれいな申請用紙ができるよじゃなくて、ちょっとは努力をしておれば、新宿区がやっているのだからこういう提案にはならないだろうという、そういうところで少し歯どめ、歯どめというか整理ができないのかなという意図のような感じがしますけど。

関口委員 学術研究でいうところの先行研究調査みたいなものをきちんとあなた方はやりましたかというのがどこかでわかるかと思うのです。

久塚座長 それはこの提案されたのにそれがあるかないかで、採択のところ、プレゼンテーションで少ししゃべれるかもしれないですかね、どうなのでしょう。

はい、伊藤さん。

伊藤委員 今、関口さんが言ったことなのですが、例えば区とのやつとして、その事業名をボンとぶち込むと出てくる、やっているか、やっていないか、同じのがあるかない

か。子ども関連ならただ子どもと入れて、そののところに次にこの事業と同じようなのをポンと入れるじゃない。

事務局 計画事業であれば出てくるのですけれども、計画でない。

伊藤委員 やっている、やっている事業。

久塚座長 名前がね。

事務局 事業については出てこないと思います。

伊藤委員 そうしないと、今、関口さんが言ったのはあまりにも細か過ぎるよね、NPOにとって調べるのは。それだったら、持っていったときに、その担当部署に確認するということはできないの。

事務局 それで昨年度も今までもそういう議論が幾つかありまして、それで提案の確認シート、17ページになるのですけれども、確認シートというのをそれで導入をしたのです。去年から導入しまして、その企画内容についてというところの1番で、「企画するにあたり、区の事業担当課に調査・相談し、区の計画や同様の事業実施状況を確認した」という項目。

伊藤委員 ああ、それでいいんじゃないという話。

事務局 チェックしていただくようにはなっております。

関口委員 では、確認シートがついているということは団体が確認したということなのですね。

久塚座長 これをどうするかですね。やっぱり話し合いをしながら、それが協働にとっていいことで、だんだん組み立てていくということを念頭に置けば、単に調べるだけではなくて、こういうのをつくりながらこう組み上げていくということになっていくわけです。

だから、この中で関口委員が発言されたことも、自動的にもし全くゼロであっても組み立てられていくことになるので、そこであるとしようということでもいいんじゃないですか。だから、大体はやっているはずなのです。よろしいですか。

関口委員 はい。あともう1点、19ページなのですが、これはぜひ宇都木さんのご意見を伺いたいと思ったのですが。

関口委員 Qのこの最後の「事業収入があってもよいのですか」というところで、「団体の事業として継続していくためにも、事業収入は必要です」。これはおっしゃるとおりということなのです。「ただし、営利目的となる事業収入は認められません」というのが、これは何かどういったことなのかなというの。

営利目的じゃない事業というのは、これは要はもうけが出る事業という意味なのかなと私は思ったのですが、一般的には営利ということは利益を分配すると、営利、非営利の場合はそうなのですが、こういう書き方は何か、いっそのことこれ、別になくてもいいんじゃないかと。

伊藤委員 いや、NPOだって事業をやって収入を上げないとですし。

関口委員 ええ。

伊藤委員 だから、事業収入はあるべきなのだ。

関口委員 そうですね。だから、この「ただし」以下は要らないんじゃないかなと思って。「ただし」から「認められません」まで。

宇都木委員 結果として収益が残るといえるのはいいのです、結果として。

関口委員 でも、協働事業じゃだめなのですか。

宇都木委員 協働事業でもいいの、収益が残るといえることはあり得ることだから。協働事業で、例えば子どもたちにいい映画を見せる会なんてやっちゃう。あれ、絶対収益残るのだ。

関口委員 収益というのはやっぱりその場合は有償にという意味。

宇都木委員 うん、有償でやると。

関口委員 収入は上がると。

宇都木委員 そうそう。

関口委員 なるほど。

宇都木委員 それはそれで構わない。だけど、そうじゃなくて、最初からこの事業をやることによって100万円の利益を、収益を目的としてやる事業はいけない。

事務局 あと、もともとこの事業を、団体への助成ではなくて区の事業として実施しますので、区は営業目的ではありませんので、それもかかわっています。

宇都木委員 だから、あなたの言うことは正しくて、そういうやつは採択されない。区が協働事業としてやらない。だから、ここはなくてもいいのだけど、ただ収益が出ることについて、事業をやって収益が出ることについてそれを認めないというのならだめになっちゃうから、それはだって100万円の収益を上げて5万円の収益が出ても収益としては同じだから。

だから、それが目的ではなくて結果として収益が、だから決算したら収益というか、決算したら黒字として残りましたと、それはしょうがないことだ。

関口委員 ええ。

事務局 この書き方がちょっといけないのかもしれないのですが、この事業収入というのは、例えば講座を開催したときの資料代とか、区の事業だからそういうのもゼロでいいんじゃないかと考えている団体が多いのです、結構。ではなくて、やはりそれなりに適正な受益者負担というのは求めてくださいねということで書いているところです。

宇都木委員 そういうことでしょう。

事務局 ちゃんとそういうふうに受益者負担と書いておくとか。

久塚座長 19番の質問自体が、事業収入があってもよいのですかということがまずわかりにくいのでしょうかね、多分。

宇都木委員 ここはだから、公益がだめなのではなくて事業収入。

関口委員 あってもいいですかというと、いいのですよね。

宇都木委員 いいですよ。

関口委員 ええ。

宇都木委員 だって、入場料を取るなんていうのは当たり前の話だから。

関口委員 ええ。

宇都木委員 それはもう収益になるのだ、収入になるのだ。支出がそれよりも少なかったら、残ったやつは収益になるのだ。

関口委員 だから、ただし協働事業になったらまた収入合計マイナス支出合計が予算上はゼロになるようにしてくださいというのがあがる。

宇都木委員 それは構わない。

関口委員 プラマイゼロになるように予算上はやってくださいということなので、ここだとただし営利目的となる事業収入は認められませんというのは、何かこれが何を指しているのかいまいちよくわからない。

伊藤委員 これ、正しさは多分この提案事業に対することでしょう。その前は提案事業に対するものも含むだろうけれども違うよね、団体のことだよ、これ。

事務局 協働事業提案のほうはNPO法人に限っておりませんので、多岐にわたる団体から申請を受け付けております。

伊藤委員 それだったらこれ、もう「ただし」より前は要らないんじゃないの。

久塚座長 逆に。

伊藤委員 逆に。

事務局 団体の事業として継続していくためにもということですか。

伊藤委員 こんな当然なもの、必要なのは。

事務局 当然なのですが。

伊藤委員 だから、営利目的となる事業収入は認めないにすることだ、別に。

関口委員 そうなると、必要となる事業収入が多分わかりづらいんじゃないかなと。

宇都木委員 だから、最初からこの事業によって300万円の黒字を見込んだ事業計画を立てるなんていうのはだめですよという話なのです。

伊藤委員 プライマイゼロに。

宇都木委員 そういうことなのだ、言わんとしていることは。

関口委員 ええ。だからその「また」以下でいいんじゃないかなと私は思うのですけど。それはだめなのですか。

宇都木委員 いや、それはだめなことではないけど。

久塚座長 事務局がおっしゃったように、区から提案するとき、区のほうがNPOと一緒に一丁もうけてやろうという提案は当然できませんよね。だから、両方に向けている文章ではあるのでしょうか。いわゆる協働事業提案というものをNPOの側から見れば、それは団体が継続するためにはこういうものは必要でしょう。それから、新宿区と一緒にやるのだし、事業としては新宿区の実業としてやるわけだから、営利目的となるような事業収入は認められませんという書き方になっているだけなのでしょう。当たり前と言えば当たり前のことを書いているだけなので。

宇都木委員 だから、提案制度による事業は営利が目的のものではありませんということだけ書いておけばいいのだ。提案制度による事業提案は営利を目的とするものではありません。営利を目的とするものではないのだと。

野口委員 そういう書き方はわかりやすいですね。

久塚座長 もうあなたたちがもうけようが何しようが、こちらが判断するんじゃなくて、NPO法との関係で、NPOの今後を含めてどう判断したらよいかは、それはもうけることをあまりにもやっていたら、どこかで何か起こるでしょうけれども、それはこちらがあまり聞き出すことではなくて、提案事業制度との関係で言えばその程度はそういうものだという書き方でとめてもいいのだと思う。

宇都木委員 だから営利目的ではないということだけ言っておけばいいのだ。そこを注意してくださいと。

事務局 このQ&Aというのが、もともと説明会を開いたときに参加した団体から出された質問をもとに、多かったものをもとにつくっているものなのです。区の事業として実施するのであれば、事業収入があってはいけない。あってはいけないといえますか、収入は委託料と自分のところの団体からの負担だけで行うものではないのかというような考え方の団体の方が多いので、それについてももしこの事業がずっと続くものであって、この制度が終わった後も続けていくものであれば、やはりそれなりに適正な受益者負担というのは求めているといふところでもいつも回答しているのです。その部分でこの盛り込んだのがこのQ&Aだったのです。

宇都木委員 いや、事業収入はあるのだ。収入した分だけ支出しちゃって、支出が多ければ赤字になるというわけだ。だけど、最初からその利益、100万円とか200万円とかの黒字が出ることのような事業計画を立ててもらっちゃ困りますよという話なのだ。

だから、提案制度による事業は営利を目的ではありませんから、最初からもうそこで営利を、利益を目指した事業計画というのはいり得ない。ないよということがわかればいい。収入は当たり前の話だから。

関口委員 だから。

伊藤委員 入場料だとか。

関口委員 そう、だからもうちょっとしっかり言うとか。

伊藤委員 それは取らなくちゃ、それが収入だから。

関口委員 要はその対価をとってもいいですかというふうにして。

伊藤委員 いや、これ、実際に質問が来るからしょうがないんじゃない。

関口委員 いや、でも多分事業収入があってもいいものですかと聞かれたんじゃないかと、お金を取ってもいいですかというふうなんじゃないのですか。

久塚座長 先ほど、区からの提案があると言ったのだけど、事業収入があってもいいのですかという質問は、新宿区のセクションはしないよね。

事務局 区のセクションはしないです。団体のほうからです。

久塚座長 そうすると、これ、Q&AのAも団体の事業として継続していくためにも事業収入は必要ですというの、これは区には向けて発言はしていないよね、NPOに向けての。

事務局 はい。団体向けの手引き書になります。

久塚座長 ですよ。そうすると、先ほど早乙女さんが言ったような営利を目的として

そもそも認められないというようなのは、その団体だけのうまい表現というのは何かないものですかね。いずれにしても区の事業とするものだからこういう書き方になっているのだけれども。

事務局 そうですね。

久塚座長 あと、この19ページのこれ、わかりやすい何かないかなと思って。

宇都木委員 だから、事業として事業収入は必要だけど、事業全体としては非営利が原則ですということなのだ。それでいいんじゃないの。

久塚座長 これ、結構リスクを伴うので、手続上の問題だけじゃないので、事実上、事務局に質問があったときに答えてもらうほうが楽なのだけど、文字面よりは。

事務局 はい。

久塚座長 これ、消してしまって、一々こう出てきたときに、具体例をもって判断しなきゃいけないこともあると思うのです。そうすると、事前にこう制限でもないし、何かトーンが微妙なところで、今議論が両方から出てきているから、文字だけ書いても、宇都木さんが言ったのを書くとき非常にシンプルである。区の事業によるものは営利を目的とするものではありません。当然じゃない、そういうことは。わざわざ書くかということ。

地域調整課長 では、座長、これ事務局のほうに一任してもらおう。だから、趣旨とする、収益事業はだめですよというのが一つと、収益を構成員に分配しちゃいけませんよと、その二つを盛り込みたいのです。

久塚座長 はい。

地域調整課長 そのことがわかるような形でちょっと表現を事務局のほうで。

久塚座長 そうですよ。だから、団体存続のために例えば購入した株だとか何とかが残るかも仕方がないけど、それを山分けという、これをもとにした山分けはだめだということですよ、二つは。

地域調整課長 そうです。

久塚座長 ちょっと整理してもらって、つくり上げなきゃいけないのはいつまででしたか。

事務局 今週中には刷り上げたいので、もうきょう、あしたには決めます。

久塚座長 ちょっとそれで19ページの一番下がどうなったというのは、この趣旨を含めて事務局に一任してよろしいですか。きちんとしたルールで解決する、誤解がないように書いていただくというふうにいたしましょう。

事務局 はい。

久塚座長 では、事務局、お願いします。

事務局 はい。あとはよろしいでしょうか。

久塚座長 ご指摘ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。

久塚座長 あとはよろしいですか。では、これで。

関口委員 ああ、すみません。ちょっと簡単な確認で終わるのであればちょっとお願いしたいのですけれども、その隣の18ページの再委託のことについてなのですが。

久塚座長 何ページ？

関口委員 18ページの下から3番目のQで。

久塚座長 はい。

関口委員 「再委託はできません」とあるのですけれども、ここで言う再委託は、例えばダイレクトメールを業者に委託して発送してもらうとか、そういうところは入らないという理解でいいのですか。

伊藤委員 それはいいのだ。

事務局 これは丸投げをしてしまうような再委託はできませんという趣旨です。

関口委員 ということでしたね。

宇都木委員 事業全体をどこかにやってもらうという意味だよ、これは。

関口委員 そうですね。

宇都木委員 うん。

関口委員 はい、わかりました。

久塚座長 ただ、「事業の一部を」と書いてあるよね。

事務局 ああ、そうですね、事業の一部を。

伊藤委員 メールなんて事業じゃない。

事務局 メールとかそのものによりますので。

伊藤委員 メールは事業じゃないよ。

久塚座長 郵便や自分で運ぶということじゃないの。

関口委員 もうちょっと何か聞きたかった。

伊藤委員 運送する手段も運送屋を使ったらという意味になっちゃうじゃない。

関口委員 ダイレクトメールですよという。

伊藤委員 具体的な委託じゃないの。

宇都木委員 事業の本体をどこかにやってもらうという意味だから、同じところからもらっているのだから、これ。あとはわかるのだから。

伊藤委員 実施団体がやっているのをどこか別の団体にやらしちゃうとか。それがだめですよというのが理解の仕方だから。

宇都木委員 いいよ、外部委託はこれ、委託だ。

関口委員 そうなのですが、多分その定義が難しい気がする。

宇都木委員 本体事業が含まれるようなことはだめだという意味だから。

久塚座長 そうなのですね、この委託というのは。関係するものすべてを含んだ何か提案事業にかかわるものの中身。だから、場合によっては宇都木さんが言ったみたいに郵送を目的とするような協働事業を提案された場合には、それは関口さんが言ったようなことをやったらバツなの。提案された事業ということだから、郵送は何でもオーケーという話じゃない。子どもたちと一緒に郵送することを楽しむ事業とか言って、郵送業者に頼んだらこれはだめ。

関口委員 なるほど。

久塚座長 何か例、適切な例じゃないみたいに、何かごまかしたような気がするんですけど。だから、宇都木さんが言ったような大もとのところですね。

では、これで説明に関してというか、もう回していくのに間に合うような形で事務局、先ほどの19ページのものをよろしく願いするという形で進めたいと思います。

事務局 はい。

久塚座長 どうもありがとうございました。

宇都木委員 これ、来週だっけ。

事務局 来週の16日から募集開始です。あと、来週、ミニ講演もよろしく願いいたします。

宇都木委員 うん。

伊藤委員 再来週？

事務局 伊藤委員は再来週で、宇都木委員は来週よろしく願いいたします。

久塚座長 16日と言ったら月曜日ですかね。

事務局 はい、16日は月曜日です。それから、座長、資料7と資料8もよろしいですか。

久塚座長 はい、では、進めましょう。

事務局 それでは、資料7が事前ヒアリングシートになります。この事前ヒアリングシートというのは、提案企画書のその内容の事業を所管する事業課にこのヒアリングシートを渡しまして、提案内容について法制上の制約とか、あと既存事業との重複がないかなど記載してもらおうシートとなっております。内容につきましては前年度に一部を改正しております、特にその改正したもので問題はなかったと事務局では考えておりますので、今年度は変更せずに前年度と同じこの内容で進めていきたいと考えております。

これについてももしご意見がございましたらいただきたいと思います。

久塚座長 伊藤さん。

伊藤委員 いや、質問じゃないけどこの二重括弧、二重四角の中の下のところ。「また、この事前ヒアリングシートは、今後、事業の評価・審査に活用し」、ここまではいいのだけど、「情報公開の申し出等があった場合等には」と。

事務局 ああ、等、等ですね。

伊藤委員 等、等と。多分これ情報公開等の申し出があった場合はと。

事務局 あった場合にはですね。ありがとうございます。

伊藤委員 公開しますのでこれをという意味だ。

事務局 これは事業課のほうを書くものなのですけれども、1番のところ、先ほど関口委員からご発言があったのにも関連してくるのですけれども、その「提案事業について、事前に提案団体から調査または相談がありましたか」というのを、昨年度からこれは追加しています。

久塚座長 よろしいですね。

伊藤委員 はい。

久塚座長 たくさんのいろいろと提案があることを、また期待したいのですけれども。では、資料7を使ったものは終わりたいと思います。

事務局 では、続きまして資料8が事業提案の採点表になります。この事業提案の採点につきましても、昨年度からNPO活動資金助成と同様に各委員の評価の標準化をはかる評価の目安、AからEという、これを設けて委員には各評価項目欄に評価していただいております。これを事務局のほうでAからEというのを点数変換して、合計点を集計する方法で行っております。

こちらのほうにつきましても同じ方法で進めること、それからこの審査項目と項目ごと

の最高点ですね、10点。例えばニーズ性であれば10点満点、課題解決の手法・形態であれば10点満点という得点なのですが、こちらのほうについてご意見をいただけたらと考えております。

久塚座長 この形でしばらく続けるのですか。

事務局 はい。これは。

伊藤委員 ちょっと確認。この事業効果とあるところの(4)のところの相乗効果。ということは、区とNPOがやったことによる効果ですね。

事務局 はい。

伊藤委員 波及効果じゃないよね。

事務局 はい。ここは波及じゃないですね。波及効果の点数を入れる部分というのが、これだと出てこないのです。

伊藤委員 ないのだよね。

事務局 今、この審査基準なのですが、審査基準は要領でいいますと7ページのところにあり、手引きだとやはり7ページになります。この審査の視点のところがこの(1)、(2)、(3)の項目になっています。その波及効果というのをどこかに加えるかですね。

宇都木委員 区民生活に及ぼす波及効果ということでしょう。

事務局 はい。

宇都木委員 区民生活や地域社会に及ぼす波及効果でしょう。プラスアルファがどれだけ見込まれるかという話だよな。

久塚座長 では、区民満足度のところに。だから、狭い範囲での満足度ではないということでしょう、聞くと。だから、当該団体なり一部のセクションだけの満足度ということではない、より広がりを持った区民への満足度で、満足度の中に、何かよかったねということよりも、その区民の満足度が高まり具体的な効果・成果が期待できるという中に入れるという意味で、区民の満足度、区民への波及というその見出しのところに区民満足度、波及効果と入れますか。入れたほうがいい？ ちょっと項目としては区民の満足及び区民生活への波及効果としましょうか。

というと手引きを変えなきゃ。

事務局 要領のほうもそうです。

久塚座長 はい。

事務局 「区民満足度」のところを「区民満足度及び区民生活への波及効果」というこ

とで。

久塚座長 実際にはいろいろなところで、総論みたいなものだ、企画が。だから、でも項目でいうと協働をすることによって当該団体や当該事業課に限定されずに幅広くこのことが区民に広がり、さらには事業、これで自分たちで動き出す可能性があるというようなところまで見るということなのでしょう。

だから、そのタイトルを事務局は、「区民満足度」とあるところをどう変えたの？

事務局 「区民満足度及び区民生活への波及効果」。

久塚座長 だそうです。そのほうが事業効果という中に効果というのが二つとも出てきているのでいいかもしれませんね。そのようにいたします。

事務局 はい。

久塚座長 指摘ありがとうございます。

事務局 ありがとうございます。

宇都木委員 だから、質問するのだ。プレゼンテーションで、どういう効果がありますかと。

伊藤委員 そうしないと、いつも参加者だけの満足度調査で終わっちゃうじゃない、来ている人にアンケートをとり、やってほしいだとか、継続してほしいだとか、こういうのがいっぱいありますと、何人の声だかわからないけど。

関口委員 すみません、いいですか。

久塚座長 ちょっと待って、もう一つとの関係で採点表も。

事務局 はい、変えます。

久塚座長 かかるところを全部切り分けてください。

はい、関口さん。

関口委員 すみません。ちょっと細かいことなのですが、審査基準、要項のほうと手引きのほう、両方そうなのですが、配点を書いてあげると親切かなと思いました。

久塚座長 多分悪いことじゃないです。

関口委員 一次と二次でこれ違っていましたっけ。

事務局 同じです。

関口委員 同じですか。では、10点満点とか5点満点とか書いてあげると、彼ら、書くほうとしても。

久塚座長 結果はただだめでしたよ、よかったですよというところ以外に点数も教えて

いるのですか。

事務局 ええ、点数も教えています。最高点が幾つで、平均点が幾つ。

久塚座長 あなたのところは何点ですと。

事務局 あなたのところは何点ですと。

久塚座長 やっぱり科学研究費の補助金みたいな感じで、開示を望む、望まないというのをつけます、それとも全員落ちたところにも強制的に送りますか。結果について開示を望む、望まないというのは最近よくあることで。どうせ落とされたのだから、腹が立つから点数なんか要らないみたいな人も中にはおられるのです、審査をしていたら。

久塚座長 結果の開示は来ると思うよ。当該団体に限られた利益ではなくて全体の利益を考えると。

宇都木委員 そう。

久塚座長 みんなが知ることがよいと。

宇都木委員 そう。

久塚座長 はい、結構でございます。

地域調整課長 これ、配点はよろしいですか、配点は。

久塚座長 配点を入れるということではよろしいでしょうか。

各委員 はい。

宇都木委員 できるだけ公にしたほうがいいよ。

事務局 はい。

久塚座長 入学試験でも100点満点、比例配分はいろいろあるかもしれませんが、これも、これは素点でやるわけですから。

関口委員 一応確認なのですが、この審査基準とあるじゃないですか。ここに括弧何点満点と。

事務局 何点満点の記入ですよ。

関口委員 ええ。

事務局 例えば、項目を視点ごとに分けているのですけれども、では、例えば事業効果のところだと相乗効果で10点満点で、区民満足度及び今の追加した区民生活への波及効果で10点満点ということなのですから、ここでその点数ではなくて事業効果で20点満点としますか。この事業効果の部分が大きいよというのをあらわすのであれば20点満点とここに入れたほうがいかと。

宇都木委員 だから、それはだめなのだ。

事務局 だめなのですか。

宇都木委員 だって、相乗効果は10点で、区民満足度及び地域社会というか、区民生活への波及効果だから、それはそれで分けなきゃいけない。それ、20点じゃないのでしよう。

地域調整課長 項目ごとに審査するのだから、それぞれ点を入れてあげて。

宇都木委員 二つで20点じゃないのだ、一つ10点なのだ。

事務局 はい、わかりました。

宇都木委員 だから、20点という合計点じゃなくて、10点、10点なのだ。

関口委員 すみません、数字が。

久塚座長 まあ、それがどうかというのが上まで棒線が伸びて行って、4番と5番が独立したようなイメージですよ。

関口委員 すみません、ちょっと追加で気づいたのですが、審査基準の課題解決の手法・形態というところで、これはどっちだ。手引きのほうは「協働の手法・形態」と書いてあるのですが、審査採点表のほうは「課題解決の手法・形態」と書いてあるのですが。

久塚座長 えっ。

関口委員 募集要項のほうは。

久塚座長 どっちになっている？

関口委員 「協働の手法・形態」となっている。これ、多分だから「協働の手法・形態」が採点表、こっちが合っていると思うのです。

久塚座長 昨年と同じように齟齬がないように統一をしておいてください。

事務局 はい。資料8のほうの採点表の(2)の表現がこれ、「協働の手法・形態」です。資料8を直します。

久塚座長 もう一度こういうものについてチェックしながら、内部のものの資料8みたいなのは委員の中のものなのであれだけど、表に出すものについてはずれがないようにしておいてください。

事務局 はい。

久塚座長 よろしいですか。はい、では資料8を使った議論はこれで終わりたいと思います。

宇都木委員 はい。

久塚座長 その他について。

事務局 次回の第4回協働支援会議は、NPO活動資金助成の二次審査の公開プレゼンテーションになります。日付が5月23日月曜日。プレゼンテーションの開始時刻が12時30分からになります。委員におかれましては、その30分前の12時、お昼の時間になってしまうのですが、お食事の上、12時に1階楽屋のほうにお集まりください。

この30分間で質問の調整等あるかと思っておりますのでしていただくようになります。会場が先ほど地図を配らせていただきました新宿区立産業会館、通称がBIZ新宿、そちらの1階の多目的ホールで、同じところに楽屋がございます。その1階の楽屋というところを委員の控室兼支援会議の会場、最終選考する会場としておりますので。

あと、次回以降の支援会議の開催予定ですが、次回の5月23日の後は、第5回支援会議が6月23日。その後から、7月からが協働事業提案の審査会になります。第1回の審査会の一次審査が7月21日木曜日、それから第2回が公開プレゼンテーションで9月2日金曜日。それから、第3回が協働事業提案の最終選考になりまして9月5日月曜日となります。

前回のときにお配りさせていただいた日程表で修正はございませんので、よろしく願いいたします。

以上になります。

久塚座長 はい。では、皆さん方のご協力があつて、要領や配布物など微調整がうまくできましたので、大変助かりました。どうもありがとうございました。

では、2週間後、ちょっと長い時間になりますけれども、よろしくご協力ください。

では、これできょうの委員会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。

— 了 —